

# しん治歯科医院単独型歯科医師研修プログラム

しん治歯科医院研修管理委員会

## 目次

1. 研修プログラムの名称
2. 研修プログラムの特徴
3. 臨床研修の目標
4. 研修管理委員会の名称及び研修歯科医の指導体制
5. プログラムの期間とカリキュラム
6. 研修歯科医の評価及び判断基準
7. プログラム終了の認定
8. 教育に関する行事
9. プログラム終了後のコース
10. 処遇
11. 募集および採用の方法
12. 施設概況及び連絡先

## 1. 研修プログラムの名称

「 しん治歯科医院単独型歯科医師研修プログラム 」

## 2. 研修プログラムの特徴

しん治歯科医院は、1990年に設立され、香川県高松市に所在しています。当院では、一般歯科治療から審美歯科、小児歯科、矯正歯科、インプラント治療など、多岐にわたる診療科目を実践的に学ぶことができ幅広い診療技術を身に付けることが可能です。

さらに、しん治歯科医院は単院なので症例が豊富であり、様々な症例に触れる機会があります。また、当院には訪問歯科もあり、患者さんのご自宅や施設への訪問診療も行っています。このような環境で研修を行うことで、チーム医療のスキルや患者への対応力を向上させると同時に、多岐にわたる診療技術を習得することができます。そして、最新の医療技術や治療法を学び、将来の医療者としてのスキルを高めることができます。

これらの研修を通して多様化する患者のニーズに十分対応できる歯科医師を養成することが本プログラムの特色です。

## 3. 臨床研修の目標

しん治歯科医院の研修プログラムの目標は、歯科医師として求められる基本的な診療能力の習得とともに、地域医療への貢献を目指しています。当院では、指導歯科医の指導のもと、適切な治療計画を立案し、予防、診断、治療など基本的な歯科医療技術と臨床能力を習得することを重視しています。また、多職種連携を通じてチームワークを実践し、地域のニーズに即した医療を提供することを目指しています。さらに、社会人としての素養や教養を身につけ、地域に求められる高度な専門知識と技術を備えた歯科医師を育成することを目指しています。

## 4. 研修管理委員会の名称及び研修歯科医の指導体制

『 しん治歯科医院研修管理委員会 』

委員長	高橋 伸治（管理者・院長・プログラム責任者・指導歯科医）
委員	高橋 航大（副院長・副プログラム責任者・指導歯科医）
	高橋 陽光（副院長・指導歯科医）
	濱中 祐紀（事務部門の責任者）
	小川 尊明（外部委員）

#### 《研修管理委員会の運営》

年3回（4月、9月、3月）研修管理委員会を開催し、研修全般の管理、運営、研修歯科医毎に研修内容の評価（中断・修了時の手続・研修修了判定の評価等を含む）、研修歯科医の採用、さらには研修プログラムの見直しを行う

#### 《プログラム責任者の役割》

プログラム責任者は、1年間を通じて、個々の研修歯科医の指導・管理を担当する  
プログラム責任者は、指導歯科医と密接な連携をとり、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握し、研修歯科医が修了時までには到達目標を全て達成できるように調整を行うと共に、研修管理委員会にその状況を報告する

#### 《指導歯科医の役割》

指導歯科医は、担当する診療チームでの研修期間中、診療行為も含めた指導を行い、適宜目標達成状況を把握する

#### 《指導歯科医以外の歯科医の役割》

上級歯科医は、プログラム責任者及び指導歯科医の指示に従い、担当する診療チームでの研修期間中、研修歯科医の診療行為の指導を行い、プログラム責任者及び指導歯科医に適宜目標達成状況を報告し、研修歯科医の到達目標の習得を助ける

#### 《指導体制》

研修歯科医は指導歯科医の直接指導の下で研修を行う、あるいは指導歯科医の指導の下で、指導歯科医以外の歯科医（上級歯科医）と共に診療チームを形成して研修を行う

### 5. プログラムの期間とカリキュラム

#### 1) プログラムの期間 1年間

4月～3月の12ヶ月間、医療法人社団しん治歯科医院にて研修を行う

#### 2) カリキュラム

本プログラムのカリキュラムは、「しん治歯科医院単独型歯科医師研修プログラムカリキュラム」に定める

#### 3) 症例数

本プログラムのカリキュラムに沿って研修する症例数は以下の通りとする

・歯科医師臨床研修の到達目標を達成するために必要な症例数・・・371症例

## 6. 研修歯科医の評価及び判断基準

研修管理委員会にて研修歯科医の研修内容の目標到達度の評価を行う

「しん治歯科医院単独型歯科医師研修プログラム カリキュラム」に示した研修内容については、半期ごとに下記のA～Eの5段階で評価を行う

A：修得；指導歯科医による処置後の確認を必要としない段階

B：体験；指導歯科医による処置後の確認を必要とする段階

C：介助

D：見学

E：未体験

## 7. プログラム修了の認定

研修期間修了時に、研修管理委員会にて研修歯科医の評価を行い、研修修了と認定された者については臨床研修修了証を交付する

### 1) 修了判定を行う項目と基準

下記項目・基準をもとに、カリキュラムに示す歯科医師臨床研修の到達目標に照らし合わせて、総合的な評価を行う

#### ①研修内容の5段階評価

各到達目標に対する研修内容について、必要な症例数を経験しかつB以上の評価を得ること。但し、見学・介助が研修内容となっている目標については、C又はDの評価で修了とする

#### ②ポートフォリオ

各到達目標に対する必要なレポート及び歯科医師臨床研修記録がそろっていること

#### ③症例発表

1 症例以上

#### ④実技試験

研修中に発表される実技試験において、優・良・可・不可の内、可以上で修了とする

#### ⑤出勤状況と研修態度

指導歯科医・上級歯科医・多職種スタッフからの多面評価を研修管理委員において総合的に評価する

※多面評価については、7割以上のスタッフから可以上（優・良・可・不可）の評価をもらうこと

## 8. 教育に関する行事

### 1) 臨床検討研究会

- ・毎月第1、3週水曜 19:00 ~ 20:00
- ・一般歯科に関する症例検討を行う
- ・臨床テーマに従い、患者に対して治療を行ったのちに評価、検討を行う
- ・文献抄読会、輪読会

### 2) 講演会

- ・随時
- ・各科専門の医師・歯科医師を招いての講演

## 9. プログラム終了後のコース

所定の卒後研修プログラムを修了し修了証を交付された者で、さらに歯科医師として勤務を希望するものは院長に申し出る

## 10. 処遇

- ・常勤、非常勤の別：常勤
- ・研修手当：¥250,000
- ・その他手当：通勤手当、時間外勤務手当、住宅手当（最大50,000円）有り
- ・勤務時間：基本的勤務時間 8:30~18:00（休憩 13:00~14:00）
- ・基本的な休暇：日・祝・医院が指定する木曜日
- ・その他休暇：後期より年次有給休暇支給(10日)、夏季休暇・年末年始・GW
- ・時間外勤務：有り
- ・当直：無し
- ・宿舎：無し
- ・研修歯科医の施設内の部屋：有り(1室)
- ・社会保険、労働保険：全国健康保険協会、厚生年金保険加入
- ・労働者災害補償保険法の適応有り雇用保険有り
- ・歯科医師賠償責任保険は診療所において加入(個人加入は任意)
- ・健康管理：健康診断(1回/年)
- ・学会、研修会への参加：可能(参加費用の支給：有)
- ・その他の福利厚生、各種行事、職員互助会の行事等は正職員と同等

## 11.募集および採用の方法

当医院の新年度研修歯科医採用は歯科医師臨床研修マッチングプログラムに従い、以下の手順で行う

- 1) 研修歯科医の公募(募集定員 4 名)
- 2) 採用試験申し込みおよび必要書類の提出  
必要書類：①履歴書 ②卒業(見込み)証明書  
採用試験申し込み締め切り、採用試験実施日時等に関しては医院に連絡
- 3) 採用試験  
採用試験内容：面接・作文(10年後の自身の歯科医師像について)
- 4) 採用試験結果に基づくマッチング
- 5) マッチング結果に従い、新年度研修歯科医採用

## 12.施設概況及び連絡先

### 《施設の概要》

施設名	医療法人社団 しん治歯科医院
所在地	香川県高松市牟礼町原 5 9 4 番地 1
開設者	高橋 伸治
臨床研修施設長	高橋 伸治(研修管理委員会委員長)
プログラム責任者	高橋 伸治
外来診療時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
外来休診日	日曜、祝日、医院が指定する木曜日

### 《連絡先》

761-0123 香川県高松市牟礼町原 594 番地 1  
医療法人社団しん治歯科医院  
Tel : 087-845-6644  
Fax : 087-845-3223  
E-mail : shinji@shinji-shika.jp

## 『しん治歯科医院単独型歯科医師研修プログラム カリキュラム』

### A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

#### 1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

#### 2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

#### 3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

#### 4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

### B. 資質・能力

#### 1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

#### 2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。



### 3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床判断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

### 4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

### 5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

### 6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

### 7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。

- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

## 8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ①医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解する。

## 9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

### C基本的診療業務

到達目標	研修内容	必要症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
------	------	-------	------------	-----------

#### 1 基本的診療能力等

##### (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する	①～⑥に関わる医療面接において診査を行い、得られた情報から診断、治療計画を立案し患者・家族への説明同意を得る	①～⑥を一連の流れとして20症例（5症例は初診患者）	指導歯科医の指導の下、初診／担当患者に対し診療を実践する	①～⑥に関わる一連の研修を、最低20症例（内5症例は初診患者）を経験し、判定する
②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を記録・解釈する				
③診察所見に応じた適切な検査を選択・実施し、検査結果を記録・解釈する				
④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う				
⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考える様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する				
⑥必要な情報を整理した上で、患者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する				

(2) 基本的臨床技能等

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する (処置ごとに1症例)	患者への 口腔衛生指導	3症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	各種必要症例を経験し判定する
	フッ素塗布	3症例		
	シーラント	4症例		
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する				
a) 歯の硬組織疾患 (処置ごとに1症例)	修復物・ 軟化象牙質除去	5症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	各種必要症例を経験し判定する
	CR 充填処置	5症例		
	模型実習 (インレー形成)	10症例		
	インレー形成 (裏層含む)	5症例		
	インレー装着	10症例		

b) 歯髄疾患 (処置ごとに1症例)	模型実習 (根管治療)	10症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	各種必要症例を経験し判定する
	抜髄処置	3症例		
	感染根管処置	5症例		
	作業長の測定	5症例		
	根管拡大	5症例		
	根管充填	5症例		
c) 歯周病 (処置ごとに1症例)	歯周組織検査	5症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	各種必要症例を経験し判定する
	縁上スケーリング	5症例		
	SRP	5症例		

d) 口腔外科疾患 (処置ごとに1症例)	局所麻酔	3症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	各種必要症例を経験し判定する
	抜歯	3症例		
	全身状態に配慮した処方	10症例		
	模型実習 (支台歯・FMC)	10症例		
	模型実習 (支台歯・CAD/CAM)	10症例		
	模型実習 (支台歯・レジン前装冠)	10症例		
	模型実習 (TeC)	30症例		
	支台築造を行う (レジンコア)	5症例		
	支台築造を行う (メタルコア)	5症例		

e) 歯質と歯の欠損 (処置ごとに1症例)	暫間被覆冠を作成・装着	5症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	各種必要症例を経験し判定する
	FMC・CAD/CAM・HRの支台歯形成・印象/咬合採得	5症例		
	Brの支台歯形成・印象/咬合採得	1症例		
	鋳造・CAD/CAM製作物を装着する	15症例		
	有床義歯の設計を行う (PD)	3症例		
	有床義歯の印象を行う	3症例		
	有床義歯の咬合採得を行う	3症例		
	有床義歯の試適を行う	3症例		
	有床義歯の装着を行う	3症例		
	有床義歯の調整を行う	10症例		
	f) 口腔機能の発達不全、口腔機能低下 (処置ごとに1症例)	口腔機能の発達不全の症例を経験する		
口腔機能低下症の症例を経験する		2症例		

③基本的な応急処置を実践する。(処置ごとに1症例)	歯周疾患に対する 消炎・鎮痛処置を 行う	10症例 (少なく とも各1 症例を含 む)	指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を担当する	必要症例を 経験 し判定する
	歯髄疾患に対する 消炎・鎮痛処置を 行う			
	脱離した歯冠修復 物の再装着を行う			
	有床義歯の修理を 行う			
④歯科診療を安全に行う ために必要なバイタルサ インを観察し、全身状態 を評価する。(処置ごと に1症例)	血圧・脈拍・体温 を測定し、状態を 評価する。	5症例	指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を担当する	必要症例を 経験 し判定する
	生体モニター監視 下での歯科診療を 経験する	1症例	指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を見学する	必要症例を 経験 し判定する
⑤診療に関する記録や文 書(診療録、処方箋、歯 科技工指示書等)を 作成する。(処置ごとに1 症例)	診療時に適切に実 施する	10症例	指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を担当する	必要症例を経験し判 定する

⑥医療事故の予防に関す る基本的な対策について	全身疾患の歯科診 療上のリスクを説 明する	一連の研 修を1症例	指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を担当する	必要症例を経験し判 定する
	歯科診療時の全身 的合併症 への対処法を説明 する			



理解し、実践する	他科医療機関への紹介の可否を判断、診療情報の照会を行う			
	医療安全に係る職員研修に参加する	1件	レポート作成の支援	レポートにより判定する

(3) 患者管理

①歯科治療上問題となる全身的な疾患・服用薬剤等について説明する（処置ごとに1症例）	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく	2症例	指導歯科医／上級歯科医の指導の下に各診療を担当する	必要症例を経験し判定する
②患者の医療情報等について、必要に応じて主治医等と診療情報を共有する（処置ごとに1症例）	担当患者に対して診療情報提供書のやり取りを行う	1症例		
③全身状態の配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う（処置ごとに1症例）	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく	5症例		
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対処法を実践する（処置ごとに1症例）	・該当する症例が生じた際に対応する ・症例が発生しなかった場合は院内研修を実施	可能であれば1症例		

(4) 患者の状況に応じた歯科医療の提供

<p>①妊娠期、乳幼児期、学 齢期、成人期、高齢期の 患者に対し、各ライフス テージに応じて歯科疾患 の基本的な予防管理、口 腔機能管理について理 解・実践する</p>	<p>担当患者に対して 診察と診断を行 い、診療毎に対応 していく</p>	<p>各期（妊 娠期・乳 幼児期・ 学齢期・ 成人期・ 高齢期） について 1症例</p>	<p>指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を担当する</p>	<p>必要症例を経験し判 定する</p>
<p>②各ライフステージ及び 全身状態に応じた歯科医 療を実践する</p>	<p>患者に対して診察 と診断を行い、診 療毎に対応してい く</p>	<p>計10症例</p>		
<p>③在宅療養患者などに対 する訪問歯科診療を経験 する (処置ごとに1症例)</p>	<p>訪問歯科診療に同 行し、診察・診療 を行う</p>	<p>10症例</p>	<p>指導歯科医／上級歯 科医の指導の下に各 診療を担当する</p>	<p>必要症例を経験し判 定する</p>
<p>④障害を有する患者への 対応を実践する (処置ごとに1症例)</p>	<p>障害者に対する 診療を診察・ 診療する</p>	<p>10症例</p>		

2 歯科医療に関連する連携と制度の理解など

(1) 歯科専門職間の連携

<p>①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理などの際に連携を図る</p>	<p>患者の予防処置、口腔管理について歯科衛生士とカンファレンスを行う</p>	<p>5症例</p>	<p>指導歯科医/上級歯科医もカンファレンスに参加する</p>	<p>必要症例を経験し判定する</p>
<p>②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る</p>	<p>患者の技工指示書を作成する</p>	<p>5症例</p>	<p>指導歯科医/上級歯科医の指導の下で歯科技工指示書を作成する</p>	<p>必要症例を経験し判定する</p>
<p>③多職種によるチーム医療について、その目的、各種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する</p>	<p>多職種連携、チーム医療に関する講義、講習会、文献検索を行いレポートを作成する</p>	<p>1件</p>	<p>レポート作成の支援</p>	<p>レポートにより判定する</p>

(2) 多職種連携、地域医療

<p>①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する</p>	<p>保健所等に指導歯科医と共に赴き、地域包括ケアシステムの学習会へ参加する</p>	<p>参加レポートにより判定する。</p>
<p>②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する</p>		

<p>③在宅療養患者や介護施設などの入所者に対する介護関係職種がかかわる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する</p>	<p>当該の診療を見学する</p>	<p>1症例</p>	<p>指導歯科医/上級歯科医の指導の下で診療を担当する</p>	<p>必要症例を経験し判定する</p>
<p>④訪問歯科診療の実施に当たり、患者にかかわる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する</p>	<p>訪問診療に同行し、診察・診療を行う</p>	<p>10症例</p>	<p>指導歯科医/上級歯科医の指導の下で診療を担当する</p>	<p>必要症例を経験し判定する</p>

(3) 地域保健

<p>①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する</p>	<p>保健所等に指導歯科医と共に赴き、地域医療の学習会へ参加する</p>	<p>1件</p>	<p>指導歯科医の指導の下で参加する</p>	<p>参加レポートにより判定する</p>
<p>②保健所などにおける地域歯科保健活動を理解し、説明する</p>	<p>学校医歯科健診もしくは保育園歯科健診へ参加することを通じて地域の歯科保健活動を経験する</p>	<p>1件</p>	<p>指導歯科医/上級歯科医の指導の下で参加する</p>	<p>参加レポートにより判定する。</p>

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

<p>①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する</p>	<p>法律・法令に関する講義・文献検索を通してレポート作成</p>	<p>1件</p>	<p>レポート作成の支援</p>	<p>レポートにより判定する</p>
<p>②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する (処置ごとに1症例)</p>	<p>診療報酬制度について学習し、保険診療を実践する</p>	<p>30症例</p>	<p>指導歯科医/上級歯科医の指導の下でカルテ入力を行う</p>	<p>必要症例を理解し判定する</p>
<p>③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する</p>	<p>法律・法令に関する講義・文献検索を通してレポート作成</p>	<p>1件</p>	<p>レポート作成の支援</p>	<p>レポートにより判定する</p>

※症例数の考え方・判定基準について

- ・研修内容ごとに、一連の処置ごとに一症例とする考え方、処置ごとに一症例とする考え方を併用し、症例数を設定する
- ・ケースカンファレンス及び学習・研修会、保健活動等への参加については、参加後のレポートをポートフォリオに収載し、修了判定の基準とする